平成２３年（フ）第１６５号
神奈川県南足柄市壇下402番地１
債務者　中島　亜希
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１７４号
神奈川県伊勢原市石田1464番地　石田コーポ307号
債務者　吉田　静子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第９号
京都府与謝郡与謝野町字三河内1383番地
債務者　太田　　亙
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１１６号
大阪府岸和田市西之内町46番30号
債務者　坂口　典子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番３―904号
債務者　高道宇太子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
大阪府泉佐野市日根野4091番地1213、事業所所在地大阪府泉佐野市日根野3977―１
債務者　ヘアーサロンねぼすけこと　神藤　秀子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
大阪府和泉市府中町454番地
債務者　西村　　勉
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
大阪府岸和田市尾生町３丁目26番３号
債務者　本田真知子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
大阪府泉佐野市日根野4053番地の１ふぁみーゆ日根野506
債務者　管尾　利一
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２０３号
大阪府泉佐野市日根野4053番地の１ふぁみーゆ日根野506
債務者　管尾由起子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番２―704号
債務者　飯田喜美子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
大阪府泉佐野市南中安松1302番地の１―207
債務者　奥田　忠雄
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
大阪府和泉市鶴山台３丁目５番80―302号、前住所大阪府堺市中区深阪2091番地４
債務者　坂口　直規
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
大阪府泉大津市東豊中町１丁目13番９号
債務者　田中　宏幸
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
大阪府泉佐野市鶴原1679番地の16、前住所大阪府泉佐野市下瓦屋３丁目13番５―205号
債務者　盛原　憂紀
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
大阪府岸和田市藤井町２丁目12番12号
債務者　都築　　愛
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２２１号
大阪府岸和田市春木旭町23番７号
債務者　武村　敏男
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２２４号
大阪府阪南市桃の木台６丁目20番地の３
債務者　向井　崇浩
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係